令和7年度 中遠クリーンセンター維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3第2項に基づき、施設の維持管理の状況に関する情報を公表します。

1 処分した廃棄物の種類及び数量

処分した廃棄物の種類:一般廃棄物(可燃ごみ) ※燃焼室、ボイラーからの戻り灰や木質チップ(コークス代替燃料)の投入量を含む。

単位: t

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1 号炉	1, 151. 45	1, 480. 14	1, 483. 94										4, 115. 53
2 号炉	879.08	415. 53	1, 716. 01										3, 010. 62
計	2, 030. 53	1, 895. 67	3, 199. 95										7, 126. 15

2 燃焼室出口燃焼ガス温度及び集じん器入口燃焼ガス温度(月平均)

(1) 燃焼室出口燃焼ガス温度

単位:℃

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1 号炉	926	928	928										927
2 号炉	918	918	911										916

(2)集じん器入口燃焼ガス温度

単位:℃

_	() / / -	- 667 - 7710	// · · · //	~										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	1 号炉	160	162	160										161
	2 号炉	160	160	160										160

3 冷却設備及び排出ガス処理設備にたい積したばいじんを除去した日

1号炉及び2号炉は、運転中は常時実施している。

4 煙突から排出される排出ガス中の一酸化炭素の濃度(月平均)

単位:ppm

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1 号炉	5. 1	4. 5	4.4										4. 7
2 号炉	5. 3	4.4	3. 4										4.4

※ 自主基準値は30ppm

5 排出ガス中のばい煙及びダイオキシン類の濃度

(1) ばい煙

(1)はい煙					
	測定項目	単位	自主基準値		測定結果	
	ばいじん	g/m³	0.01以下	0.002 未満		
	窒素酸化物	ppm	30以下	9		
1	硫黄酸化物	ppm	20以下	1		
号		ppm	40以下	4		
炉	全水銀	$\mu \text{ g/m}^3$	*50以下	0.45		
	測定年月日			令和7年5月27日		
	測定結果の得られた年月	日		令和7年6月11日		
	ばいじん	g/m³	0.01以下			
	窒素酸化物	ppm	30以下			
2	硫黄酸化物	ppm	20以下			
	塩化水素	ppm	40以下			
炉	全水銀	$\mu \text{ g/m}^3$	*50以下			
	測定年月日					
	測定結果の得られた年月	日				

[※] 全水銀自主基準値は、大気汚染防止法で定める基準値と同じ値。

(2) ダイオキシン類及び一酸化炭素

測定場所:煙突

	項目	単位	基準値	測定結果	測定年月日	測定結果の得られた年月日
1 号炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m³	0.05以下			
1 5 1/2	一酸化炭素	ppm	30以下			
2 号炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m³	0.05以下			
	一酸化炭素	ppm	30以下			

[※] ダイオキシン類の基準値は、自主基準値

測定場所:煙突

[※]一酸化炭素の基準値は100ppm以下であるが、ここでは新ガイドラインの30ppmを表示